| 許認可等の内容 | | 居宅介護サービス費等の額の特例 | | | |
|-----------|--------|-----------------|---|---|-------|
| 根拠法令等及び条項 | | 介護保険法第50条 | | | |
| 標準処理期間 | 根拠条項 | 未設定 | | | |
| | 設定等年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日設定 |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日最終変更 |
| | 標準処理期間 | | | | |
| | 根拠条項 | 介護保険法第50条 | | | |
| | 参考事項 | | | | |
| | 設定等年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日設定 |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日最終変更 |

【基準】

- 1 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。
- 2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の70」とあるのは、「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。
- 3 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同条第二項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。
 - (1) 居宅介護サービス費の支給 第41条第4項第1号及び第2号並びに第43条第 1項、第4項及び第6項

- (2) 特例居宅介護サービス費の支給 第42条第3項並びに第43条第1項、第4項 及び第6項
- (3) 地域密着型介護サービス費の支給 第42条の2第2項各号並びに第43条第1項、第4項及び第6項
- (4) 特例地域密着型介護サービス費の支給 第42条の3第2項並びに第43条第1項、第4項及び第6項
- (5) 施設介護サービス費の支給 第48条第2項
- (6) 特例施設介護サービス費の支給 前条第2項
- (7) 居宅介護福祉用具購入費の支給 第44条第3項、第4項及び第7項
- (8) 居宅介護住宅改修費の支給 第45条第3項、第4項及び第7項